

滋賀県子ども若者審議会 第7回条例検討部会 議事概要

- 1 日 時 令和6年5月21日(火) 17時30分～19時30分
- 2 場 所 滋賀県庁本館2階 第5委員会室
- 3 出席委員 伊崎葉子委員、植松潤治委員、崎山美智子委員、佐々木マリアナ春美委員、田井中歩乃佳委員、田中洋一委員、中村凜之介委員、野田正人部会長、堀江昌史委員、宮嶋加奈江委員、山本一成委員、山本久子委員 (五十音順)

4 議事内容

○開会

○出席委員数確認

出席委員数は12名(定員17名)であり、滋賀県子ども若者審議会規則第4条第3項に定める開催要件を満たしていることを事務局から報告。

○野田部会長あいさつ

■「(仮称) 滋賀県子ども基本条例」の検討について

【事務局説明】

事務局より資料1～3に基づき説明

(部会長)

前回の内容と比べ、特に目的が子どもの権利を守ると言い切っている点が、他では見ない鋭さがありよいのではないかと。

(委員)

事務局には前回からいろいろご苦労いただき、本当に感謝申し上げます。大枠としてはなかなかよいものができそうだなと嬉しく思う。細々したところを議論させていただきたい。

意見聴取にあたり配慮する事項として5つ挙げているが、国連子どもの権利委員会が示す内容と少し異なっている。均等な機会の提供というのは、障害がある子どもなども含むインクルーシブということを目指しているのか。

(事務局)

そのとおり。

(委員)

障害がある子ども等も同じように意見を言いやすい環境を作るということか。この5項目で全てカバーできているのか。

(部会長)

これを柱にしながらか、最終的にどこまでを条例に入れるのか、もしくはガイドラインで示すのかというのは技術的な部分も今後出るかと思う。

委員としては、国連子どもの権利委員会の一般的意見を参考に、全て入れる必要があるということか。

(委員)

どのような意図でこの5項目を入れたのかを伺いたい。

(事務局)

国連子どもの権利委員会による一般的意見の中で、基本的要件として9つ挙げられているが、インクルーシブという観点についてはこれまでの案には含まれていなかったため、今回追加させていただいたところ。元々の案は、これまでの条例検討部会での議論や子どもWEBアンケートでの意見を踏まえ作成しているものであり、国連の基本的要件とどこまでリンクさせて書くかについては、検討が必要と認識。

(事務局)

基本的には網羅する方向で整理をするものだと思う。不十分な点があればご指摘いただくか、この会議終了後でもいいのですり合わせをさせていただきたい。

(部会長)

委員だけに限らず国連の内容との関係で盛り込む方がいいという意見があればお願いしたい。一方で、技術的なところも残るので、それを受けて次回に反映していただくか、あるいは少なくとも関係性をどのように説明するか、準備をお願いしたい。

(委員)

内容的には申し分ないが、全体を見たときに感じたのは、「県が」「県は」という言葉が多く、県が一元的な責任者のように見受けられる。関係者の役割も書かれているが、県だけが子どもの意見の表明しやすい環境を提供するものではなく、関係する全ての人たちが子どもの意見を表明しやすい環境への配慮やフィードバックをしていくべきものなので、みんなが守っていくべき条例として、もう少しわかりやすい均等な表現ができないかと思う。

(部会長)

大事な視点だと思う。

(事務局)

この条例の仕組みを作る部分などは、どうしても県が主語にならざるを得ない。一方で、例えば社会参画の促進については、2ページの私達の誓いに基づくような、みんなでやっていくということを少し位置付けながら、そのために「県が」という表現ぶりが考えられるかもしれない。条例に落とし込んでいくことをイメージしながら考えると、どうしても仕組み作りや基本計画などは県が主語になる。前提として県民全体で取り組んでいくということが前文には多く盛り込まれていると思うが、条文の中にどういう形で盛り込めるのか、県民に義務を押し付けるような形にはならないよう注意しながら、表現を工夫させていただきたい。

(委員)

全体的にすごく良い方向にまとまってきていると思う。

私は社会参画の重要性を強調すべきと考える。学校等の役割として大事なことが書いてあると思うが、1点目は支援のことについて書かれている。子どもは支援を受ける側であるが、子どもの権利に関し、子どもが権利行使の主体であるという側面もあるので、例えば、学校等は子どもの主たる社会参画の場であることを入れてはどうか。また、自由に意見を表明し応答を受ける権利があるということを入れると、役割として基本理念に沿った形になると思う。

(部会長)

条文に落とし込んだ際に、その条文をどこに届かそうとし、何を縛るのかという辺りを、今ご意見いただいた趣旨との関係で、整理・精査する必要がある。例えば、学校だけに入れるのではなく保護者や事業主も同じ建て付けにしなければならないかと考えられる一方で、子どもの権利主体性というのはむしろ条文全体にかかるので、各論のところで改めて書く必要があるのかという整理。

いずれにしろ先ほどご提案いただいた点は、決して県だけという話ではないので、これまで議論してきた趣旨を踏まえて再度整理させていただく。

一方で、事務局が懸念されていたように、県民に押し付けるような形は避けるというようなバランスも考えながら整理していただきたい。

(委員)

保護者の役割について、色々な点を盛り込もうとしてわかりにくくなっているため、保護者以外の者が頑張るべきようなことは省略してもいいのではないか。その代わりに、これ以外のところで、きちんと保護者への支援もしっかり行っていくことを表現できればと思う。

(事務局)

連携してという部分は、県の責務に、保護者や支援者を孤立させない体制を作ると書いているので、サンプルに保護者が、子どもが健やかに安心して成長できる環境を整え子どもを育む、というような形でいいか。

(委員)

いいと思う。

(委員)

保護者が孤立しないようにということを盛り込むのはありがたい。保護者も当事者であり、その保護者が守られるということを誰が見て読んでもわかるような表現があればいいと思うので、工夫していただけるとありがたい。

(委員)

整理が進んで非常に良くなったなと思う。

アドボケイターの育成推進が入っていることにとても嬉しく思うが、育成推進の後ろに「必要に応じて意見を代弁」と書かれていることが気になっている。意見を代弁することは、すぐにでもしてほしいと思っているので、ここにもう少し重点が置ける形になるといいのではないか。また、子どもの支援機関の方々が子どもの意見を代弁できる存在であるということが、もう少し言及できるといいのではないか。

(委員)

私も資料を見て、すごくすっきりしたと思ったところ。保護者は守られたり、支援を受けたいけれども、子どもを真ん中にすると考えたときに、まずは子どもの意見が聞けるように様々な人が関わるべきだと思っていたので、このように整理されて良かったと思う。

(委員)

前文に今回初めて私たちの誓いというのが入ったが、この私たちが誰を指しているのかよくわからないのではないかと。自覚しますとあり、子どもが主語かと思っていたが、説明とは異なっていたので、わかりやすい整理が必要。例えば、子どもが意見表明しようとする場合に、自身に意見表明権があるという自覚がないとできないと思うので、自覚するという文言は誓いとして含まれていいと思う。しかし、虐待を受けている子どもなど、あなたには権利があると周りが伝えて初めて気づく子どももいると思うので、大人たちはしっかり伝えていくということがセットである方がいいと思う。

(事務局)

ぜひご意見をいただければと思う。当初は、子どもへのメッセージのような形を議論していた。しかし、大人から子どもへの押し付けになるのは避けるべきであり、また、先ほど意見されたように子どもが自覚する以前に大人が伝えないといけないという大人の役割を踏まえ、現案の私たちは大人も子ども含んだものとしている。内容については、まだ上手くまとめきれていないので、ご意見をいただきよいものにしていきたい。

(部会長)

定義に関して、こども基本法はこどもを心身の発達の過程にある者という形で年齢で縛っていない一方で、保護者という概念を持ち出していないと思う。この保護者について、学校教育法では親権者未成年後見人に限定され、児童福祉法では現に児童を監護する者とされている。現案の保護者の定義の中に児童という言葉を使っているが、こども基本法のこどもを参照している子どもとの関係や、親権者や未成年後見人は当然未成年を前提としているので、19、20歳の子どものも当てはまるのか、現に監護する者に当てはまるのかというようなところを、どのように整理するか検討が必要。

(事務局)

児童という単語は事業主の役割の所でも出てくるが、これは労基法との関係で児童を使っていく必要があると認識。そういう意味では、おそらく児童、子ども、保護者という言葉、条例の中で使わざるを得ないと思うので、どのように定義付けするか整理させていただく。

(部会長)

よろしく願います。子どもに説明する子どもバージョンを作る際には、事業主という単語もわかりやすく説明する必要があるかもしれない。

(委員)

定義に関連し、子ども施策というのは、何歳ぐらいまでを対象にしたものなのか。

（事務局）

子ども施策については心身の発達の過程にあるものを前提に考えているが、こども基本法と同様に一体的に講ずべき施策も含める。

（委員）

結論は持ち合わせてないが、例えば今回設置する子どもの権利委員会について、例えば 30 歳の方が申し立てをしてこられたとき、対象とするかどうか悩ましいと思っているところ。子どもの権利委員会を作る趣旨の 1 つとしては、子どもは自分で裁判所の手続を使うことが難しく、自分で動けないという点がある。しかし、30 歳の方にとっては、裁判所の調停の手続は簡単に使えるということを踏まえると、やはりある程度の年齢の上限を区切った方がいいのではないかと思っている。こども基本法にはコミッショナーが盛り込まれていないので、明確に区切らずに広く捉えてもいいかもしれないが、具体的な施策を考える際には検討する必要があると思う。

（部会長）

子どもの権利条約は 18 歳未満と定義をしておき、児童虐待に代表される親権や監護権の問題が関係してくると考えられる。事務局で引き取っていただいて、整理していただきたい。

こども基本法は各論の話が盛り込まれていないので構造的に問題ないが、子どもの権利委員会の年齢対象を条約に合わせるとか、そのあたりの整理が必要であることは間違いない。

（事務局）

一方で、おそらく基本計画に書かれる様々な事業や政策というのは幅広いこともあり、整理させていただく。

（部会長）

いずれにしても、普通に考えると子ども若者の範囲ではないか。若者の年齢定義が正確にないけれども、技術的な部分を含めて調整していただけたらと思う。

（委員）

弁護士数名とこの話をしていたときには、例えば養育費を決めるときの未成熟子や、せいぜい大学卒業するぐらいの年齢程度かという議論をしていた。

（委員）

障害の分野でも、障害者自立支援法や医療的ケア児に関する法律は、18 歳というくくりがあるので、部会長が言われたように、基本的には 18 歳というのが子どもの境になるのかと思う。精神年齢や身体の発育上の課題という問題はあると思うが、一般的には 18 歳かなと感じている。

（事務局）

整理をさせていただく。こども基本法制定時の議論として、18 歳で線を引くことへのデメリットもあるのでこういう定義をしたというふうにも仄聞しているので、そういった内容も踏まえて整理させていた

だく。

(部会長)

よろしく願います。確かに線を引いて、そこから先は全く手を出さないという問題はかねてから指摘がある。また、元々20歳で引いていた線が18歳となり、その間が制度的に十分埋められているのか。これは制度だけではなく、子ども自身の発達の関係でという意味合いもあり、非常に悩ましい問題であるが、具体的な施策を考えるにあたっては、逆に年齢を明確にしないと対象を絞れないので、そういった点も踏まえて定義や本文の書きぶりを考えてほしい。

(委員)

繰り返しになるが、アドボケイターに関連し、検討報告書5ページの子どもの権利保護のための仕組みのところ、子どもを代弁する人の声も受け止めるという点について言及した方が、子どもの進路で意見が食い違っている場合など、子どもの権利を守ることに繋がるのではないかなと思う。

(部会長)

趣旨はその通りだと思うが、問題は、誰を代弁者とするのかという点が残るが、子どもの声を代弁する人をすべてアドボケイターと言うかどうかは別として、必ずしも親権者や現に監護する者だけではない。逆にそのような人の方が不適切あるいは筋違いの場合もあることを考えると、どの範囲まで適用できる形で書くかということについては、事務局の方で検討していただきたい。ただ、趣旨としてはやはりそのチャンネルはすごく大事であり、子どもの権利条約でも適切な代理によりという形で、子どもが意見表明できない場合を補足していたので、そのような趣旨を反映できるよう検討いただきたい。

(委員)

子どもWEBアンケート結果においても、子どもたちが一番相談しやすいのは身近な大人や信頼を寄せる人だという結果もあるので、参考に検討いただきたい。

(委員)

その点については、4ページの③のエに入っているのではないかな。

(委員)

アドボケイターの育成はもちろん大事だと思うが、既に子どもの意見を身近に聞かれている当事者の方々もいると思うので、そのような存在の方々の存在感を何か示せないかなと思っている。

(委員)

アドボケイターとして今後養成していく対象は、民間の活用だと思う。既に滋賀県でも、権利擁護部会の委員が試行的にアドボケイトの試みをされていると思うので、そのような専門職の方であれば別に養成を待たなくても、すぐ動ける人はいると思うので、そのあたりをうまく表現できるといいのかな。まず養成しないと何もできないと読めてしまう部分を、養成もするけれども、すぐにでも活用できる人はどんどん活用していくということが表現できればいいのだろうか。

(委員)

アドボケイターは専門職であるということについて知らなかったが、例えば、現在子どもの居場所を運営されている皆さんというのは代弁者足り得ないのか。

(部会長)

子どもの意見表明をお手伝いする方というのは、全ての子ども色々なことに代理あるいはそれを聞くという営みがあると思う。一方で、子どもの権利条約は、司法上もしくは行政上、子どもの権利に直接関連する部分に関し、本人もしくは代理人、その他適切な団体から意見を聞くという形で、本人の意見表明を特に行政上の権利として担保するような扱いになっている。そう考えたときに、例えば、居場所や子ども食堂などで子どもがいろんな声を出してくれるが、通告するような内容ではない学校の話などは、本人の代理権がどうこうというより、そういう声を積極的にあげてくださいという話になると思う。一方で、離婚するどちらの親を選ぶかのような話になると、どういう立場なのかというのをはっきりさせながらその意見の軽重を考えていかないと、居場所で私が聞いたから間違いはないというだけでは決めることができない。権利条約はそのように二極に分けて説明しているが、冒頭に国内の手法に則りと定められている。日本国内でその代理に関してどうかというと、例えば弁護士は本人から付託があれば未成年でも事実上権利行使できるみたいなことはあると思うが、条例レベルで、ある種代理権的なものを付与できるのかということについてはかなり制限的にならざるを得ないので、声としてはしっかり聞いていくという方向を書き込むという形で、一度事務局の方で検討していただきたい。

(委員)

電話やLINEによる相談窓口について、中にはアクセスしづらい子どもがいると思う。電話もできないLINEでの相談もできない子どもたちにとって、どうやって繋がればいいのかというのは本当に難しい。経済的な問題や、監視が厳しい環境にいる子どもほどそのように思うので、アドボケイターの資格がないと相談ができないとなってしまうと、チャンネルが減っていくのではないかと不安がある。なので、なるべく多くの子どもがアクセスできるようにしていただければと思う。

(委員)

私も先ほどの意見はすごく大事だと思っており、部会長の2段階の話でいくとやはり専門職のアドボケイターはそんなに多くは育成できないと思うが、例えばもう既に現場で子どもの権利について理解して実践されている方を、例えばコーディネーターやアンバサダーという形で、活躍していただける仕組みを作り、場合によってはアドボケイターと連携できるという形であれば、子どもの権利の裾野を広げる取組をしていけるのではないかと考えている。

(部会長)

最初に委員からも発言のあった意見を表明しやすい環境整備や均等な機会の提供という意見聴取についての配慮事項の各論で、県として先ほどのもちろん、弁護士に代表されるスペシャリストとしての意見を聞く人、そしてアドボケイターとして民間で今後積極的に養成する部分、日常の中で子どもの声を聞くような場面など、かなり多層に考えていく必要があるかと思うので、その辺をどう落とし込むかということは、単なる意見表明だけではなく、まさにトータルのアクセスに関してとても大事なところだと思うので、また考えていただけたらと思う。

(委員)

先ほどの年齢の対象をどうするかについて、若者の年齢である23歳ぐらいまでも入れるべきだと思う。ヤングケアラーという文言が前文の中にあるが、実際にバイトができる年齢の大学生や高校生が学校に通いながら家庭を養い、家計を支えているという事実もあるので、18歳で対象を切ってしまうと大学生が救済の対象にならなくなるのではと思う。ぜひ検討される際にはその点も考慮いただきたい。

(部会長)

完全に18歳で切るという話ではなく、目的別に応じて決めるということも基本法にならう形になると思う。

(委員)

関係者の役割をそれぞれ定めているが、例えば三者面談の際には保護者だけでなく、事業者にも休むなどの調整をしてもらうなど、関係者が相互に作用している部分もあると思うので、協力し合うようなニュアンスを何か表現できないかと思う。

(部会長)

今の点については、事業主の子どもに関わる大人の職場環境という中に含まれるように思う。

(委員)

互いの相互作用や関係性について、最後にまとめてでもいいので、お互いに協力し合うものとするというようなものがあればいいと思う。

(委員)

県の責務の中に、相互に連携および協力してというのがありますが、これを県から外して全体にかかるようにするイメージか。

(委員)

おっしゃる通りで、相互に協力していかないといけないという関係性を書く方がいいと思う。

(部会長)

私の思いとしては、県は県で書いておき、それとは別で社会総がかり型のメッセージのようなことを書く方がいいかと思う。

(委員)

年齢に関する議論があったかと思うが、外国人実習制度で来られているような方について、県はどのように考えているのか。

(事務局)

今の定義は幅広にしているので、対象に含まれるという前提になっているかと思う。今後、救済制度の

対象どうするのかという個別の条文ごとに精査していく必要があるのかなと思うが、条例全体としては幅広く含んでいる。

（委員）

そうすることで、おそらく労働に関することが相談の案件としては非常に増えるのではないかと思っている。それと同時に多言語化の相談もすごく増えると思っているなので、またご検討いただければと思う。

（部会長）

国の方の制度は一旦横に置き、外国人あるいは外国籍の方も視野に入れると、そういった部局との調整も出てくるかと思うので、大事なご指摘だと思う。

（委員）

先ほどの代弁者の議論について、学校の先生も代弁者になりうるのかなと思っている。先生は子どもと接する時間が長く、WEB アンケートの結果からも、信頼関係を築いている先生であれば子どもも本音を話すことができると思う。

（部会長）

先生は子どもにとって身近な大人の代表みたいなものなので、必要に応じてそれぞれのところで反映していただきたい。

（委員）

社会参画の促進の中で、社会の一員として尊重されとあるが、社会の一員として尊重されるのではないと思う。社会の一員であること自体は別に否定していないので、ここに無理やり尊重ということを入れる必要はないと思う。社会の一員として社会参画するということを書けばいいのかなというふうに思ったのが一点。

子ども自身が自分に権利があることを自覚するために、学校で伝えるということがすごく大事だと思っており、そのような教育をしっかりやっていく必要があると思っている。1 ページ目の条例制定についての考え方の中ではそういう子ども自身が子どもの権利について知って理解する機会を設けるということを繰り返し書いていただいているが、条例の文言に盛り込むべき内容にもその視点を入れていただきたいと思う。

（部会長）

条例の周知について、子どもの権利を子どもだけでなく、大人へもしっかりと周知しなければならない。また、ユニセフからは、日本は様々な言語を含めての周知が十分ではないという指摘がなされており、多言語化という視点はどこか全体のところで反映しておいていただけるとありがたいと思う。

（委員）

資料3について、子ども保護者等からその他へ矢印が出ているが、その他からどうなっているかが示されていない。

また、相談対応状況報告とあるが、これは誰に対する報告となっているのか、ご説明いただきたい。

(事務局)

県で設けている子どもからの相談の受け皿としてオレンジ色の枠内で示しているほか、市町、いじめであれば学校・教委、虐待の関係は見相と示しているが、それ以外の相談対応をする機関として「その他」という形で示しているところ。

相談対応状況報告について、こころんだいやるでは毎年対応状況を取りまとめており、また、毎月の相談対応の状況といったものについて、子どもの権利委員会が子どもの権利が守られているかどうかという視点から確認するイメージをしている。

(委員)

想像ですが、その他というのは例えば弁護士会にも子どもの相談ダイヤルや、警察とかのイメージか。

(事務局)

そのとおり。法務省による人権擁護委員の取組も含まれると考えられる。

(委員)

その他から先に矢印が示されていないが、それぞれで対応されているということか。

(事務局)

そのとおり。

(委員)

子どもの権利委員会がどういう場合に調査するかということについて、個別の申し出を受けて動くことは当然だが、自分では申し立てまではできないという事案に関するものであっても、職権で動かないといけないこともあり得るのではないかと思っている。そこまで多くのケースが想定されるわけではないが、例えば川西市では自己発意で調査することを想定されている事例もある。

そこまで件数が多いとは思わないが、一応そのような制度も作っていただきたいと思う。

(部会長)

子どもの居場所や子ども食堂、あるいは障害のあるお子さんたちが集うようなところというのは、その他には想定されているか。

(事務局)

その他の部分ではなく、大前提として左側の子ども保護者等から、その矢印がつながるかどうかという部分について安心して意見が言える居場所を作ることを検討している。先ほどの意見の代弁というところとも近い部分かと思う。

(部会長)

理解としてはむしろ子どもを保護者等の方に近い形で、そこがどこへ繋ぐかみたいな話としての立て付けになる。

(事務局)

縦にある多様なチャンネルの連携という部分や、その他の関係、また今日ご提言いただいた重層的なということが十分に表現しきれていないと思うので、工夫させていただく。

(委員)

オレンジの枠は県の何らかの窓口という趣旨なので、県以外の民間などはその他に入るということではないか。

(事務局)

一方で、先ほどの重層的な繋がりという身近なところから専門的なところも含めてということも表現する必要があると思うので、整理させていただく。

(委員)

先ほどアドボケイターの話が出ていたが、第一番目に身近な先生などすぐそばで相談にのってくれる方の意見をどこかに繋いでもらうというようなことが明示されている方が、子どもたちはここでも相談できるとは思うはず。なので、その他に有識者や専門職の人たちだけを想定するのではなく、本当に身近に相談に乗ってくれる方も、この役割の中に入り、そこへ話を持って行くとそこから先にもつながるべきであり、その他の先に矢印がないと、ここで完結しているように見えてしまう。その他についても、上にある傾聴などと同じ文言でもいいと思うが、何か繋がりを示して、その他には身近な人たちの相談員がいるということを示していただけると、子どもも安心するのかなと思う。

(委員)

外国籍の子どもの支援に関わっている方や障害者の方たちの支援に関わっている方たちについても、救済の申し出がしやすくなるといいのと思う。そうすればもう少し使いやすくなるのではないか。

(部会長)

機能強化と書いていただいているので、充実は目指すと思うが、一方で、先ほど事務局も言われたように、今回の目玉である子どもの権利委員会にたどり着くには、どういう手順があるのか。今のところは、子どもが希望する場合で、救済の申し出があり、それが諮問されるという形になっているが、この諮問というのは誰から誰の諮問になるのか。

(事務局)

附属機関の設置者である知事から附属機関である子どもの権利委員会へということ。包括的に諮問するのか、個別に諮問するのかは整理が必要と認識している。

(部会長)

知事からの諮問に限らず、先ほど委員から発言のあった自己発意を設けるかどうかということについても、他のオンブズマン制度を持つ自治体では似たような申し出が建て続いているようなこともあるようなので、個別に諮問するのか、自己発意も含めて包括的にするのかという論点はあるのだろう。

一方で、皆さんからの懸念もあった、例えばその他の中に既に話を聞いているような民間団体は含まれるのか。それとも、保護者等のサイドで逆に申し出る方なのかという、この辺りがまさに重層的なところで、私のイメージでは、例えば、子どもたちにこういう相談機関があるからねと言って人権110番や法務省のミニレターなどが横並びで紹介されることがあるが、これを立体化させて、まさに重層化して、あなたはこういうところからこういうところに繋がりますよということを示す。逆に言うと、NPOや子ども食堂や学校の先生は、自分の所管以外のことだけれどもそういう声を子どもから聞いたときに、どこに繋がればいいのかというような意味で言うと、この図の左側のページのところの手厚い建て付けみたいなこともいるのかなと思う。ただし、それは組織ができたり消えたりということが頻繁にあるので、条例の中というよりは、別の形で示していくことにもなると思う。そういう意味ではかなり含みの多いものということになるが、今回の条例との関係で言えば、子どもの権利委員会というのを置き、そこへのアクセスがどうなるのかというようなことは、県民、特に子どもたちにもわかるように示す必要があると思うので、その辺の作業は必要になると思う。

(委員)

自分はどこに当たるかと思ってみていたが、保護者等に含まれるということであれば、オレンジの色のところにもう一度この話をしてくれると子どもに言わないといけないのかと思ったりした。相談を受ける側としてはそうではないショートカットで対応いただけるような仕組みがあるとありがたい。私達が傾聴するなりで対応できるものや、市町が対応できるものなど、案件の内容によると思うが、この絵ではちょっと難しいと思う。

(委員)

保護者等の等に支援団体も含むような話で一瞬納得したが、やはりその他に入るのかなと思う。前回に作っていただいた図では、他機関への引き継ぎとして矢印が出ていたが、無くなったのはなぜか。

(事務局)

ころんだいやるの右側にある他機関への直接連絡、引き継ぎがそれにあたるもの。

(委員)

他機関への引き継ぎを残したかったということか。

(事務局)

残したいということではなく、元々行っている機能なので、別の形で表現させていただいた。

(委員)

この救済の申し出というのは、誰ができるのか。

(事務局)

他県の状況も参考にしながら検討したいと思っているが、例えば、長野県や山梨県では子どもまたは当該子どもにかかる保護者とされている。

(委員)

この図の中の救済の申し出と書いてある場所がわかりにくいと思う。

(部会長)

一般的に考えて、子ども本人と法定代理人的なもので、しかし、保護者というと案では現に監護する者を含むので、18歳を超えている場合にどうなるかみたいところを、条文に落とし込むときにはこのラインはかなり厳格に言う必要がある。それから、子どもの権利委員会をどのように動かし、何歳までの範囲を想定し、申し立ては誰にするかというような点と、皆さんが懸念されている、支援団体等が子どもから聞いた内容も念頭に置きながら、条例に反映させる部分を検討する必要があると思う。少なくとも救済の前の意見聴取の枠組みは、県としての大きな役割だと思う。また、各団体組織についても、右側に入れといてくれよということもあれば、責任を持ってないので左側でいいなど、いろいろなことがあるかと思う。先ほど申し上げたように相談の重層構造のところというのは県以外の様々な団体も登場する可能性があり、調整のための時間も必要かと思うので、代表的な例として挙げておいていただいたら、この部会としてはいいのかなと思う。

(委員)

救済の申し出がオレンジの枠からの直接の矢印しかないのが気になる。例えば医療機関で家庭裁判所から接見禁止令が出ている父親が同意書を出さなかった事例や、留学や修学旅行、進路に親が反対している場合に学校は救済の申し出ができるのか。

(部会長)

今の一番目は基本的に児童相談所が管理する案件であり、それ以外の部分も、国の法令の方で一定の決着ないし流れはあるものがあるので、この間からの共同親権の問題もあって、トレンドな課題だが、ここでは一旦相談について何らかの代理権を持っている人と、そうではないが実質的に声を聞いている人たちをそれぞれどこに位置づけ、どういうルートにするかという相談システムを整理させていただきたいと思う。それとは別に、諮問という手続が必須なのかなど、県の手順として整理していただくものがあるかと思うので、検討いただきたい。今日の論点として大きくその2点について、図も含めて整理していただいて、次の最終案のところでは反映させたいといただきたいというふうに思う。

(委員)

子どもの権利委員会は救済機関として専門的な位置づけの機関かと思うが、一方でこの条例検討部会のように子どもが委員として参加することはすごく大事なことだと思っており、社会参画の観点でそういった取組が今後広がっていくといいと思う。

(部会長)

制度提案のところ子ども声というのがありますが、どのように子どもの声を反映させるような仕掛けになるかという部分で、関連するのかもしれない。次回までに可能なら委員の方から事務局の方に投げかけていただいて、調整させていただければと思う。

(委員)

私は障害のある人とその家族と接点が多いが、子どもの考えイコール保護者の考えとよく思いがちだが、障害のある人は障害のある人の考えがあり、保護者は保護者の考えがあるというように一致することは少ない。その中で障害のある人が助けてと言ったときに、それを受け止められる方を育てるというより、今のある関係の中で信頼できる人がそばにいてくれたらいいのにと思っている。

先ほど委員から社会がというふうな言い方をされていたが、これからの若い方のその思いというのも受け止めていけたらなと思っている。

（委員）

子どもと保護者の意見は一致するようで実はそれぞれ違うというのは大事な指摘だと思う。子どもの権利の保護のための仕組みの中に、当然わかっている人が委員になるので別にあえて書く必要ないかもしれないが、子の最善の利益を最大限考慮するということを明文化していただく方がいいのかなと思う。

（委員）

子どもの意見聴取に対して応答フィードバックを行うとあるが、子ども県議会の振り返り交流会のような形ができればいいと思うが、全てにそのような対応は難しいと思うので、どういう形でのフィードバックを想定しているのか伺いたい。

（事務局）

例えば、県のホームページにある子ども向けのポータルサイトにおいて、意見聴取の内容や対応の結果を載せるようなことを考えている。また、今後、意見聴取に関して庁内向けのガイドラインを作るにあたっては、それ以外にもいろいろな方策が考えられると思うので、例示しながら適切に実施されるよう検討していきたい。

（部会長）

この応答するというのは、権利条約の趣旨としては、少なくとも聞いてどう感じたであるとか、ちゃんと受け止めてこうするというようなことを指す。応答するのは県だけの仕事ではなく、学校の先生や各種団体にも必要なことなので、ありがとうというメッセージをしっかりと返していくことが条約の趣旨。自分のことに関する意見を言語化して、あるいはサインとして表明する、その時の自己効力感だけではなく、デベロップメントというかその発達の意味があるということも含意されていると思う。要するに県に限定する話ではなく、子どもの意見表明権に対する大人の応答責任みたいな形でお願いしたいと思う。

（委員）

私達の誓いのところに入れても、ふさわしい内容かなと思う。

（委員）

啓発の中に、子どもの視点に立ったわかりやすい情報提供が必要ですよという書き方がされているが、これは子どもにもわかりやすいようにという趣旨なのか、子どもの視点に立って、大人にわかりやすいようにという趣旨なのか、どちらか。

(事務局)

趣旨としては、子どもにもわかりやすい情報提供を行うということ。

(委員)

わかりにくいので、わかりやすく書かれた方がいいと思う。

以上